



ウォーターサーバーと水の訪問販売 による契約は、慎重に！！



事例

突然訪問してきた業者から、ウォーターサーバーのレンタルと水の入った容器ボトルの定期購入を勧められ、契約した。後日、契約書類をよく読んでみたら、「1年未満で解約すると、サーバーの引取り料など解約料が5千円かかる」という記載があった。解約料がかかるとは知らなかった。

※ウォーターサーバーとは、専用の水の容器をセットして、冷水・温水が出てくる給水・給湯機器のこと

アドバイス！

- ★消費生活センターには、ウォーターサーバーと水の訪問販売について、『水の定期購入にプレッシャーを感じる』『思ったよりサーバーのサイズが大きく、邪魔になってきた』などの理由で解約しようと思ったが、高額な解約料がかかるとは知らなかったという相談が寄せられています。
- ★訪問販売員等から、商品や解約料など契約内容の説明を十分に受けていないことなどが原因と考えられます。
- ★契約書などを受け取ってから8日間は、クーリング・オフができる場合がありますので、消費生活センターに相談してください。

トラブルにあわないために！

- ◎契約する際は、説明をよく聞き、慎重に検討しましょう。
- ◎少しでも疑問に思ったり、不安を感じたりしたらすぐに消費生活センターに相談しましょう！



名古屋市消費生活センター
名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
＜金融商品等特別相談窓口も開設＞

平日	TEL 052-222-9671
土・日	TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く
相談受付時間 午前9時から午後4時15分
(土・日は電話相談のみ)